

# 自転車・原付自転車・自動二輪車置場使用承諾書

新桜ヶ丘住宅管理組合（以下甲という）と、組合員等（以下乙という）は住宅敷地内駐輪場の使用に関し、以下の通り契約を締結する。

## （使用場所等）

第1条 本承諾に基づき 乙 が使用する場所は次の通りとする。

自転車は敷地内に設置された自転車置場（原則として乙の居住地から一番近い場所とする）  
オートバイは甲が指定する敷地内のオートバイ置き場（利敏性等に不公平が生じる場合は、抽選とする事もある）とし、場所決定後甲は乙に通知する。

## （承諾期間）

第2条 本承諾の期間は令和4年4月1日より令和5年3月31日迄の1年間とし、1年ごとに更改するものとする。

## （使用料）

第3条 使用料は次の通りとする。

子供用自転車（全長1.2m以下）	1台につき年間	700円（ベビーカー含む）
大人用自転車（全長1.2mを超える）	1台につき年間	1,400円（車椅子含む）
原付自転車（排気量50cc以下）	1台につき年間	3,000円
自動二輪車（排気量50ccを超える）	1台につき年間	4,200円

※ 乙は契約時に全額を前納する。甲は集金を行い、一括してJA横浜新桜ヶ丘支店に振り込む。

※ 自転車置場の前にあたる1階の居住者については、自転車1台分の使用料を免除する。

## （転貸禁止）

第4条 乙は事由の如何を問わず本承諾に基づく使用場所の使用権を、第三者に譲渡、転貸してはならない。

## （解約）

第5条 本承諾は第1条及び第2条に係る承諾内容の変更を行うべき事由が生じ、乙より申し出のあったときは甲が受理した時点で解約する。

前項の事由によらない場合においても甲は1ヶ月以上の予告期間をおき、乙に使用の中止を申し入れることができる。この場合予告期間の経過と共に自動的に使用中止となる。

## （承諾解除）

第6条 乙が次の各号に該当するときは、甲は一方的に直ちに本承諾を取り消すことができる。

- 乙が第7条の規定に違反し、理事会で取り消すべきものと判断したとき。
- 乙が第4条の規定に違反したとき。

## （規定の厳守）

第7条 乙は本承諾条件及び置き場細則並びに甲の指示を厳守しなければならない。

※必ず指定のステッカーを張り付ける事

## （損害賠償）

第8条 乙の故意又は過失により置場に係る施設等損壊したときは、その修復について甲は乙に損害賠償を要求し、乙はそれに応じなければならない。

## （保管責任の免責）

第9条 天災、地変、火災、盗難、その他甲の責に帰すべからざる事由によって乙の物件に生じた損害又はそれに係って発生した災害について甲は一切の責任を負わない。

上記の条件を以て駐輪場の使用を承諾する。

令和 年 月 日

甲 新桜ヶ丘住宅管理組合

乙 \_\_\_\_\_ 棟 \_\_\_\_\_ 号室

氏名 \_\_\_\_\_ ④

※ 以下 管理組合記入欄

駐輪番号 \_\_\_\_\_

# 駐輪場 (自転車・原付・自二) 使用申込書

新桜ヶ丘住宅管理組合 理事長 殿

令和 年 月 日

棟 号

氏名 ④

電話番号

私は、新桜ヶ丘住宅管理組合の『自転車・原付自転車・自動二輪車置場使用承諾書』の各条項を承諾の上駐輪場を使用したいので、下記に所有車を明記の上申し込みいたします。

## 自転車

子供用 (全長 1.2 m以下 ベビーカー含む) 年額 700 円 ×          台

大人用 (全長 1.2 mを超える 車いす含む) 年額 1,400 円 ×          台

使用料免除車 (1階居住者で自宅前に駐輪場がある方は1台免除) 有 ・ 無

自転車 計          台 使用料          円

## オートバイ

原付自転車 (排気量 50 cc以下) 年額 3,000 円 ×          台

自動二輪車 (排気量 50 cc以上) 年額 4,200 円 ×          台

※ 現在契約中の駐車位置のご記入も必ずお願いいたします

車種名	車両登録番号(ナンバープレート)	駐車位置番号

バイク 計          台 使用料          円

**合計          台 使用料          円**

※ 管理組合記入欄

年度ステッカー( )渡し済

